

# 第1回静岡市日本平公園基本計画改定専門委員会 議事録

- 1 日 時 令和6年5月16日（木）午後1時30分～午後4時20分
- 2 場 所 日本平公園  
日本平ホテル1階 ファンクションルーム三保
- 3 出席者 <委員>  
五十嵐誠委員長、池谷則義委員、小野良平委員、平松玲治委員、  
森川高行委員、森田明雄委員、石山千代委員、船戸修一委員  
<事務局>  
杉村緑化政策担当部長、杉山公園建設管理課長、鈴木日本平公園建設室長、  
吉田副主幹、鍋田主任技師、滝澤技師、大滝会計年度任用職員
- 4 傍聴人 0人
- 5 次 第 (1) 日本平公園視察  
(2) 開会  
(3) 開会挨拶（杉村緑化政策担当部長）  
(4) 委員紹介  
(5) 事務局紹介  
(6) 委員長・副委員長選出  
(7) 議事  
　・日本平公園の概要、現基本計画の概要  
　・見直しの前提条件、本委員会で検討を要する事項 等  
(8) 閉会挨拶（杉山公園建設管理課長）  
(9) 閉会
- 6 会議内容  
(1) 日本平公園視察～(5) 事務局紹介【省略】  
(6) 委員長・副委員長選出  
　・委員による互選の結果、五十嵐委員を委員長に選出  
　・委員長である五十嵐委員の指名により、森田委員を副委員長に選出  
(7) 議事  
<五十嵐委員長>  
それでは、早速議事に入りたいと思います。先ほど議事についての説明で5項目ほど並んでおりましたけれども、最初に現在の基本計画についての概要を、我々委員みんなが同一のレベルで理解をしようということで、説明をしていただいて、その後静岡市がこの委員会に期待するところについて説明をいただいてから、委員の皆さんから色々ご質問やご意見をいただきたいと思いますので、まず議題の1、現基本計画の概要について事務局から説明をお

願いいたします。

<事務局説明①：日本平公園の概要、現基本計画の概要等について>

<五十嵐委員長>

ありがとうございました。今、かなり歴史的なものを含めて事務局の方から説明を受けましたけれども、ご質問ございましたらどうぞ。どんなことでも、またもっと資料的にこういうものを用意してほしいというようなこともありますら、ご発言をお願いします。

<小野委員>

質問なのですが、今回の基本計画の改定に関して、基本計画が平成19年度に作成され、その後平成27年に見直し、令和4年に基本計画改定となっているが、今どこにいるかが資料の上でよくわからない、何を見ればいいのですか。

<鈴木日本平公園建設室長>

平成27年度の計画の見直しでは、夢テラスを整備するために公園計画に位置づける必要があるということで、山頂シンボル施設を提案するための部分的な見直しを行いました。さらに、令和4年の基本計画改定では、夢テラスを実際につくったときに、その姿が若干違うような内容になっていたり、先ほどご覧いただいたラウンドアバウトの交差点も、現計画ではなかったというところもありまして、この令和4年の計画改定につきましては整備が進んで、19年の平面図と若干絵が変わってきた整備になっているところを改定しました。今回の改定につきましては、事実上の初めての改定といいますか、これまで2回の改定は現状に合わせた改定でした。今回は社会状況の変化とか、そういう考え方方が大きくシフトしているというところで、ちょっと改めて全部見直すと、そういうところでございます。

<小野委員>

ありがとうございます。全体的に見直すというところは理解したのですが、本日配布いただいたこの図が最新の計画なのでしょうか。

<鈴木日本平公園建設室長>

令和4年度に作成した計画となります。基本的には平成19年の計画ですが、その中で夢テラス、ラウンドアバウトが提案され、道路線形の若干の変更も伴った計画見直しとなります。

<小野委員>

平成19年と今の図は違ってきておりませんので、その考え方を整理し、提示してください。

<五十嵐委員長>

事務局の方からずっと過程を追って説明がありましたけれども、風景美術館というテーマで計画がつくられているということあります。富士山を眺望する景観を大切にしていくこうという流れで都市計画決定がなされ、自然公園と共に守っていこう、こういうように県と市

で取り組んできたものと思われます。それをベースとして、時代時代の公園利用者からの要請を受けとめて対応にあたってきたのではないかとうかがえます。法律の規制の説明がありましたが、法律の範疇でいかに工夫して取り組んでいくか。基本的には公共事業は、従来は公設公営でやっていたわけですけれども、最近は民活を大いに活用していこうというようになってきたのです。民活の導入の仕方もいろいろありますけれども、何でもかんでも入れる、入れられるということではないと思います。

#### <平松委員>

ご説明ありがとうございました。確認したいことが2点ほどあります。いろいろと今までの経緯を見ていますと、この公園は最初に静岡県が主な事業として取り組み、県立公園、それも自然公園なのか都市公園なのかちょっとわからないですが、県立の都市公園から始まって、しかも自然公園もかかってという理解でよろしいのかというのと、合併以降の静岡市になったときから市に移管された部分もあるということなのか、この事業の扱いとして市に全部移管したのかなと思いきや、夢テラスの主体が県になっていて、事業主体がちょっとわかりにくい点があります。例えばこの今回の全面改定するときの基本計画というのが、静岡市が主体になってやった場合に、静岡県が何かかかわりがあるのかないのかというところがちょっと気になるというところがあります。もう1点が細かい話ですが、資料の8ページの方で、公園概要の公園面積というのが8.88haと書いてあり、この部分を市が持っていて市の管轄するエリアなのかどうなのか。基本計画だと33haで、全体だと88.5haというのが、その面積の捉え方として、例えば静岡市の方でできるのが、実は8.88haの所しかいじることができないのか、88.5haまでできるのか、それとも33haのエリアまでできるのかというのが、その規模感がちょっとわからなかつたものですから、教えていただきたいと思います。

#### <大滝会計年度任用職員>

まず、静岡県の観光部局で平成4年に日本平公園の基本構想、基本計画を策定しました。策定したのが観光部局であったため、どちらかというと自然公園法の自然公園施設をつくるという発想でこの計画が策定されました。策定後、県では部分的に整備を進め、山頂部の駐車場を整備されたのですが、諸々の事情があり、現在に至っている状況だと聞いております。

その後、平成8年に静岡県の公園部局で広域緑地計画を策定し、ここで初めて広域的公園、都市公園という位置づけになりました。静岡県の中では、広域緑地計画の中で静岡市等と協力して地域レベルの公園をつくりましょうという位置づけになっており、旧静岡市と旧清水市の合併記念事業として都市計画決定した日本平公園を整備しましょうということで、本格的に都市公園の事業として動き出したというのが実情でございます。

規模については、8.88haというのは告示して都市公園法で管理している公園の面積でございます。実情としては、法律的には88.5haで都決してありますので、基本的には地方自治体が整備すると都市計画法で書いてありますので、本来なら整備しなきゃならないのですが、これは財政事情もあるし、今はこの当初の平成19年につくった計画自体も現実的には非常に難しいだろうと考えています。用地買収してやるのは平場の33ha、あと残りの部分は現行の農地法や森林法で保全をしていくことも考えられます。ただ、財産権を侵害するようなことはまずいので、今回はそこも含めて88.5haが正解なのか、また、現実的に都市計

画事業としてできる区域に絞り込んでいくかというのもご議論を頂きたいと考えています。これまで静岡市は、都市計画の変更というのは、ほかにも長期未整備公園というのはたくさんあります、それをやはり面積を減らしていきたい、（権原の取得が）現実的に不可能だというのがあるものですから、そういうものはしっかり見直していきたいという方向で、現在は県からご意見をいただいているので、そこを含めて今回は最終的には方向性を出していきたいと考えています。

**<五十嵐委員長>**

今回見直しをするのだけれども、それに対してまだ県からいろいろな意見が出てくるのですか。市が決めてやれるということですか。

**<大滝会計年度任用職員>**

都市計画事業として事業認可申請をしていきますので、そのときにご意見をいただく、あるいは計画策定の途中途中で県からご意見をいただいているので、ただ、本質的に同意を得るとかというのではないものですから、一応県の広域緑地計画で位置づけていて県と協力して整備する行為については、協議をしていくことになると思います。

**<五十嵐委員長>**

主導権はあくまでも市の方で行っていくということですね。

**<大滝会計年度任用職員>**

現在、県の計画の中では日本平公園の整備というのは広域緑地計画の中で話が出ていますけれども、県が主体的にやるという考えは今現在ございません。

**<五十嵐委員長>**

夢テラスは県の施設として存在しているわけですね。

**<大滝会計年度任用職員>**

それにつきましては、権原を県が持っていますが、都市公園にはなり得ないものですから、県は自然公園法の施設として設置をしています。ただ、市の都市計画事業との整合を図るためにあたっては、もともと展望施設として夢テラスは位置づけたものですから、都市計画公園の施設としては整合性のある施設となっています。夢テラスは、都市公園施設ではなく、自然公園法の施設です。

**<五十嵐委員長>**

それが都市公園区域にできている。建物そのものや土地の方も県がもっていることになりますね。

**<大滝会計年度任用職員>**

建てるにあたって県と協定を結んでおり、県が自然公園施設として展望施設をつくり、残りの土地は市に売却し、周辺を市で整備することとしています。

<平松委員>

なかなか複雑なのがわかりました。ありがとうございました。

<森川委員>

資料4の10ページ、11ページの範囲について、ちょっと確認したいのですけれども、11ページの左側で都決範囲が88.5ha、これはわかります。その中の比較的平坦な33haというのは、この11ページの左図の紫のゾーンとオレンジのゾーンなのかということが一つ、それから、10ページで、現計画で整備予定範囲というのが抜き出されていますけれども、これ、例えば日本平ホテルとかは含まれていなく、11ページの左下のところでは、この紫のところは第1期の整備の範囲なのですが、その図とは違っています。オレンジ色が、今後整備予定の範囲ということで、これは10ページと11ページが一致しているのですが、これは現計画の中でできているのだけれども、今後整備していくということかなと理解しています。そして、今回、我々がこの会議で見直しをするのは、10ページの狭い整備予定範囲を超えて、11ページの紫プラスオレンジのところなのか、都決全体88.5haなのかとか、ちょっと範囲の定義がよくわからなくなっちゃったので、整理していただけますでしょうか。

<鈴木日本平公園建設室長>

11ページの左の図のオレンジ色のところがまだ未着手、未整備となり、民間や県が持っている土地ということで、都市公園として日本平公園をつくっていくため、今回の計画の見直しを通じて、何らかの作り込みをしていくところになります。この、33haというものがフジ色の部分を含めたエリアとなります。この33haの部分のうち、日本平ホテルや、ロープウェイ、あるいは夢テラスが既に整備され、このフジ色ところにつきましては、もうほぼ最終形になっているということで、見直しの対象には実際にはなってこないと考えています。また、後述しますがこの山林だったり、茶畠の緑であったり、そういったところも今後の保全活用のあり方や何らかのアクティビティであったりとか、作り込みがなされるということであれば、このオレンジ色の部分がさらに広がったり、あるいはこここのオレンジ色の部分でも今までいいよということになれば、縮んだりとか、このオレンジ色の部分以外でも、この都決範囲の中で何らかの作り込みをする必要があるというような結果になれば、オレンジ色の部分が増えますし、都市計画決定区域として定めるべき区域、先ほどの話の中で、私権の制限というところからしますと、この緑色の範囲が狭まるのかもしれませんし、あるいは都市計画事業としてしっかり買い取って保全するということであれば、必要に応じて広がる部分が出たりとか、そういうところで、この緑色の区域であったり、オレンジ色の区域が伸びたり縮んだりというものが今回の見直しの議論の中でチェックしていただくと、そういうふうに考えています。

<森川委員>

ハード的に今回の見直しで変えるのは、このオレンジ色の部分で、後マネジメントとかというところでは、ほかのところに範囲が広がっていく。

<鈴木日本平公園建設室長>

大まかに言うとそんな感じとなります。

### <五十嵐委員長>

ありがとうございました。よく分かりにくいのだけど、この 11 ページ左図には 33ha が図示されていますが、11 ページ右図には、33ha の形が表現されていないわけですね。

### <鈴木日本平公園建設室長>

この 10 ページの絵でいきますと、33ha は、日本平ホテルとその奥のところまで入っています。

### <五十嵐委員長>

11 ページ左図の第 1 期の範囲（民間含む）と書いてある、これが 33ha であるということですか。このフジ色とオレンジ色の部分を含めたのが 33ha となりますね。委員から御質問のあった、今回見直しをする範囲というのはどこですかという件に対しては、どういうことになるのですかね。オレンジのエリアの中だけでいいわけですか。

### <鈴木日本平公園建設室長>

具体的には、当然、今までつくったところは壊すわけにはいかないものですから、この 10 ページの例でいきますと、まだ都市公園として未整備の範囲にあるオレンジと考えています。

### <五十嵐委員長>

これから第 2 の説明に入りますが、88.5ha で都市計画決定をしておりますので、ここで市から説明があるのでしょうけれども、こういうことを考えていきたいというお話をあって、それがもしかしたらこの 88.5ha でなければだめだと言ったときには、そこにも触れてほしいと、そういうことで理解しました。よろしいですか。それで、この委員会で 88.5ha あるいは 33ha でいいかどうかを議論するというのは、これは全く 0 からやらなくちゃいけなくなっちゃいますので、基本的に一番中核と市が考えていた 33 ha の部分の具体的な取り組みを検討して、そこでは例えば足りなくて、もっとこういうことを考えたらどうだろうかとなった場合に、88.5ha まで含めて考えていった方がいいよということであれば、そういう意見をこの委員会で検討したらいいのではないかと思います。それでは、第 2 の説明の方に入っていただけますか。

### <事務局説明②：見直しの前提条件、本委員会で検討を要する事項等について>

### <五十嵐委員長>

事務局から説明していただいた基本計画改定見直しにあたっての検証事項が 15 ページ以降に羅列されておりますが、こういう視点で委員の皆さんから意見をいただきたいということだと思います。これから細かく検討していかないと答えられないものが多いと思います。運営主体だとかまで提案をしなくちゃいけない。交通計画から始まって、ランドスケープについて、ご意見をということであります。この中で、これからどういうところにスポットライトを委員会ではあてて検討していくか、今日委員の皆さんに発言をしていただいて、まとめていく時間もありませんので、もし何かこの見直しに当たっての検討事項、ご質問、またご提言がございましたら、メモで結構でございますから、事務局の方に届けていただけたら

と思います。説明があった 33ha の着工している部分については、基本的に現計画を一応頭に置いていただいた上で、さらにこうした方が良いという提案があつたらしいのではないかと思います。地形をさらにいじるかどうか、これも具体的な計画が出てこないと今何とも言えないので、そういうような今後に残された点もございます。これから皆さんから意見をいただきて、答えていただくとなると、何時間も長くなっちゃう感じですから、今日はこの辺で会を締めたいと思います。事務局には、先生方からメモが届くかもしれませんので、次回の委員会に、対応した資料をつくっていただけたらと思います。

**<鈴木日本平公園建設室長>**

ありがとうございます。今日用意できていなかった資料は、また追って皆様のところに送らせていただきます。ランドスケープについても、どこまでご議論いただくのかなというところもちょっと資料を作ってございますので、また送らせていただきます。

**<五十嵐委員長>**

中途で会議が終わるような感じになって申し訳ありませんが、本日の会議はここまでということにして事務局に戻します。

(8) 閉会挨拶～(9) 閉会【省略】

**【議事録署名人】**

委員長

委 員